



〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総合政策部市民協働推進課

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰を受賞

釧路市女性団体連絡協議会 会長平間育子氏報告

令和元年6月25日(火)釧路市女性団体連絡協議会会長の平間育子氏が内閣総理大臣官邸において男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰を受賞されたことを報告のため、釧路市長を訪問しました。この表彰は平成9年度から内閣官房長官表彰として実施されましたが、男女共同参画社会づくりに向けた取組をより一層促進するため、平成20年度から内閣総理大臣表彰として実施されるようになったものです。またこの表彰の目的は、男女共同参画社会づくりにむけた取組の加速を図るため、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた者などを顕彰することによって、豊かで活力のある男女共同参画社会の形成に資することとしています。

平間氏は、北海道女性団体連絡協議会副会長でもあり、釧路での活動はもとより北海道としての活動にも尽力しています。釧路市においては男女平等参画センターふらっとの指定管理者代表としてセンターの運営にも多様な考えを發揮し、NPO法人駆け込みシェルター釧路の理事長としては、被害女性やその子どもへの支援に奔走しています。一方釧路市の審議会等への参画によって男女平等参画の視点から各種政策や重要事項・計画を審議するなど多岐にわたる分野で貢献しています。このような功績から今回の表彰に至ったものです。

市長からは釧路市としても大変喜ばしいことで、これからも活動を続けてくださいとの激励がされました。



【平間氏の報告】このたびの受賞は同じ活動をいっしょに続けてきた皆様のご協力のおかげです。女性活躍の推進、DV被害者の支援、色々な面で日本の男女共同参画社会はまだまだ世界から遅れています。これからも日々活動する中で、多くの方から話を聞く機会を大事にしていきたいと思えます。今回の受賞式や、全国会議に出席したことで、女性自身の気持ちの持ち方、学びの機会を得ることの必要性、民間企業の方々の意識の醸成を図ることなど多くの課題があることを再認識しました。是非講師として来釧してほしい方などを知る機会にもなり、新たな知識も得ることができました。これからも女性が安心して働き、子どもを産み育て、希望をもって生活設計をたてることのできる環境づくりのために、活動を続けていきたいと思えます。



令和元年度男女共同参画キャッチフレーズ

「男女共同参画「学」」「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

くしろ男女平等参画プランにおける事業の実績

釧路市では現在「くしろ男女平等参画プラン2018～2027」に基づき、男女平等参画社会の推進のため各種事業に取り組んでいます。このプランには、全部で191事業が掲載されており、市民協働推進課を含め、全部で17課が連携をとって関連事業を展開しています。毎年、前年度の事業実績を各課で評価する仕組みとなっており、その実績をA～Dで評価しています。A評価は概ね9割以上達成、B評価は7割以上達成、C評価は5割以上達成、D評価は5割未満という基準としています。平成30年度の実績は、A・B評価をあわせた割合が、95.7%という結果となり、男女平等参画関連事業は目標に沿って進められています。事業の中には、「数値目標」をかかげているものもあり、例えば①「各種審議会等委員の女性登用割合を4割とする」②「市男性職員の育児休業取得率を5%以上とする」③「子育て支援拠点センター延利用者数4万人以上を維持する」などがあげられ、①は39.3%、②は5.7%、③は56,170人という結果となりました。男女平等参画社会が実現されるためには、働く環境が整備され、子育て支援が充実し、家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、女性活躍が促進されることが必要です。市はこれからも、「男女の人権の尊重」「男女が共に働くための環境づくり」「あらゆる分野への男女平等参画の推進」「多様なライフスタイルを可能にする環境整備」を基本目標として、相互に人格と個性を尊重し合い、性別や国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、すべての人が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めます。

女性の職業生活における活躍の推進

に関する法律等の一部が改正されました

平成28年に完全施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、今年度、一部改正案が閣議決定後、国会へ提案され、衆議院、参議員において可決されました。一層の促進が図られることを期待します。

【改正の趣旨】

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずる。

【改正の概要】

① 女性活躍の推進

一般事業主行動計画の策定義務を、常勤301人以上から101人以上に拡大する
女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化と履行確認する
女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度の創設

② ハラスメント対策の強化

国の施策に「ハラスメント対策」を明記する
パワーハラスメント防止対策の法制化(労働施策総合推進法)
セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法)



【連絡先】 釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504 FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

